

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬類の販売営業の許可
概要	火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第5条 ( <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149">https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149</a> )
審査基準	申請者が火薬類取締法第6条各号のいずれにも該当しないこと、また、申請に係る販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないことが必要です。 <ul style="list-style-type: none"><li>・火薬類取締法の改正について (昭和36年3月6日36軽局第560号)</li><li>・火薬類に関する対策の強化について (昭和50年2月28日50立局第128号)</li><li>・火薬類取締法第5条及び第13条ただし書の解釈について (平成10年3月30日立局第1号)</li><li>・火薬類取締法の運用について(解釈) (平成12年3月24日立局第2号)</li><li>・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規) (平成16年8月6日原院第1号)</li></ul> ( <a href="https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/kokuji.html">https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/kokuji.html</a> )
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	火薬類の販売業を営むための許可を受けようとするとき
提出方法	火薬類販売営業許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの4通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	競技用紙雷管のみの販売営業許可申請の場合 25,000円 その他の販売営業許可申請の場合 110,000円
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備考	